

令和3年度新潟市建設工事総合評価方式の主な改定点等について（お知らせ）

1 令和3年4月1日付の一部改定

新潟市建設工事総合評価方式試行要領の運用基準を、令和3年4月1日から次のとおり改定します。

① 評価項目の組み合わせ

評価項目の組み合わせについて現行の運用に合わせて、運用基準の5の(2)を改定

② 評価項目「高齢者雇用」の評価基準

高齢者の就業規則の規定状況及び雇用状況に合わせて、評価基準を改定

③ 評価項目「障がい者雇用」の評価基準の詳細

障がい者の法定雇用率の引き上げに伴い、評価基準の詳細を改定

※ 詳しくは、「令和3年4月1日版新潟市建設工事総合評価方式試行要領の運用基準」をご確認願います。

2 令和5年4月1日付の一部改定予定

新潟市建設工事総合評価方式試行要領の運用基準の改定を、令和5年4月1日から次のとおり予定しています。

・ 評価項目「新潟市消防団協力事業所」の評価基準

「新潟市消防団協力事業所表示制度実施要綱」の運用が変更されたことに伴い、評価基準を改定予定

改定前

評価基準	配点	配点ランク
新潟市消防団協力事業所表示証が交付されている	0.500	1
該当しない	0.000	0

改定後

評価基準	配点	配点ランク
従業員が相当数、消防団に入団し、新潟市消防団協力事業所表示証の交付を受けている	0.500	2
従業員が相当数、消防団に入団してはいないが、新潟市消防団協力事業所表示証の交付を受けている	0.250	1
該当しない	0.000	0

3 「ボランティア活動」の実績の取扱いの継続について

令和2年11月12日付け「総合評価方式における「ボランティア活動」の実績の取扱いについて（周知）」の取扱いについては、令和3年度も引き続き継続します。